

療育の経費を助成します

千代田区では子育て支援と早期からの発達支援を目的に、子どもの発達についての検査・相談・療育にかかる経費の助成をしております。下記の内容をご覧くださいお気軽にお問い合わせ・お申込ください。

◇ 助成の対象 ◇

区内にお住まいの0歳～18歳の児童（18歳になって最初の3月31日まで）が、専門性のある療育・相談機関等で検査・相談・療育などを利用した際の経費について助成します。

◇ 助成の内容 ◇

療育・相談機関等の利用で支払われた1か月あたりの経費の**3分の2**を助成します。

*** 1か月の助成限度額は1万円です。**

※令和7年4月療育利用分から、障害者手帳または障害児通所受給者証をお持ちの方は月の助成限度額が2万円になります。

□ 申請受付期間及び申請対象期間

申請の受付は、6月・10月・2月の年3回です。

申請月	申請受付期間	申請対象期間
令和7年6月	令和7年6月1日～6月30日	令和6年7月～令和7年 6月
令和7年10月	令和7年10月1日～10月31日	令和6年11月～令和7年10月
令和8年2月	令和8年2月1日～2月28日	令和7年3月～令和8年 2月

※オンライン申請は最終日の23時59分までの受付、郵送は申請受付期間最終日の消印有効です。

※一度助成を受けた月は、助成額が上限額に到達していなくても、申請月を変えて再度申請することはできません。その月の領収書を全て揃えた上で、申請をお願いします。

- 申請方法 ①オンライン申請 ポータルサイト登録の上、療育助成のページにて申請ください。
②申請用紙での申請 申請書類を取り寄せ、ご記入の上、下記の申請先に、必要書類（申請書、領収書など）を郵送または、持参してください。

□ 申請先 千代田区児童・家庭支援センター 発達支援係
〒101-0048 千代田区神田司町2-16 神田さくら館6階

□ その他 ・助成を決定する上で、申請された利用機関等が助成対象となるか審査をします。初めて申請される利用機関等がある場合には、申請前に下記の問い合わせ先までご連絡ください。

【問合せ先】 千代田区児童・家庭支援センター発達支援係 （専用電話）03-5296-9281
受付時間：月曜日から金曜日の8時30分から17時まで



オンライン申請のご案内

ポータルサイトトップページ QRコード



ログイン後、トップページの「キーワードから探す」（スマホページでは「手続き検索」から）で「療育 助成」等と検索してください！

アカウント登録の QRコード



アカウント登録がお済みでない方はこちらからどうぞ！

領収書についてのご案内

※領収書発行の際に以下の点をご確認くださいませ。

領 収 書		NO. 010 令和 年 月 日
お子様の名前をフルネームでお願いします。	〇〇 〇〇 様	
金額	¥ 〇〇〇〇〇-	
上記正に領収いたしました 但し 療育費として		
〇年〇月分	〇〇〇〇円	実施月及び内容の記載をお願い致します。複数の月をまとめて一枚にされる場合は各月の内訳の記載をお願いいたします。
〇年〇月分	〇〇〇〇円	
〒101-0000 千代田区神田0-0-0 社団法人 千代田療育協会		
理事長		〇〇 〇〇